

お知らせ版

NAKAYAMA TOWN INFORMATION

No.1183

特定不妊治療費の助成を開始します

※お問い合わせ先
健康福祉課健康づくりG
☎662・2836

町では平成25年度より特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦に対し、山形県の特定不妊治療費助成限度額を超えた部分について、1回の治療につき10万円を限度に助成します（ただし、平成25年4月1日以降に受けた治療が対象）。

助成の要件や申請手続きに関する詳細は町ホームページにも掲載していますが、詳細はお問い合わせください。また県で行っている特定不妊治療費の助成については、村山保健所（☎627・1203）にお問い合わせください。

未熟児養育医療の窓口が市町村になりました

※お問い合わせ先
健康福祉課健康づくりG
☎662・2836

4月1日受診分より未熟児養育医療給付の実施主体が県から市町村に変更になりました。

未熟児養育医療とは出生体重が2キログラム以下、もしくは身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、その入院医療にかかる費用を公費で負担するものです（ただし、指定された医療機関での治療が対象となり、世帯の所得税等に応じて、費用の一部は自己負担となります）。

未熟児養育医療及び給付申請手続きに関する詳細は町ホームページにも掲載されています。

平成24年中に所得のなかった方も申告は必要です

※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

平成24年中に所得のなかった方や非課税所得（障害者年金・遺族年金等の年金や雇用保険等）のみだった方は、課税所得がなかったことを必ず申告してください。

申告していただけない場合、町では所得不明となり、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や国民年金の資格審査等の基礎資料に影響しますので、保険料（料）等が軽減されない場合があります。

7月から町内医院の日曜当番医が月2回になります

【現在】毎週日曜日 午前9時～正午

↓

【7月から】第2・第4日曜日 午前9時～正午

※日曜・祝日・年末年始の急病時は、山形市休日夜間診療所（山形市香澄町二丁目9-39 ☎635-9955）も利用できます。

献血にご協力をお願いします

次の日程で町内に献血バスが来ます。皆様のご協力をお願いいたします。はじめての方も、ほんの少しの勇気を出して、献血に協力してみませんか。

●日時 5月2日（木）午前9時～11時30分、午後1時～4時

●場所 保健福祉センター

●持ち物 本人確認のための身分証明書（運転免許証、保険証、パスポートなど）

※お問い合わせ先
健康福祉課健康づくりG ☎662-2836

お達磨の桜公園に売店を開設します

今年も商工会女性部がお達磨の桜の開花に合わせて売店を開設します。

●開設期間 4月下旬の5日間（桜の開花状況に合わせての開設となります。）

◆開花状況は町ホームページでお知らせします。

◆その他のイベント

- ★4月20日（土）午後1時～達磨寺田植え踊り披露
- ★4月28日（日）午前10時～戸山流居合道抜刀術演武奉納

※お問い合わせ先
中山町観光協会☎662-2114 中山町商工会☎662-2207

農家の皆さんへお願い

※お問い合わせ先
産業振興課産業振興G
☎662・2114

イベント等への出張あり）

- 対象 失業状態にある方、普通自動車運転免許取得者
- 募集人員 1名
- 選考方法 書類選考、面接
- 必要書類 「履歴書」「職務経歴書」「ハローワーク紹介状」を郵送または持参してください。（必ずハローワークの紹介を受けてお申込みください。）

●受付締切 4月24日（水）

「イブキ類を新植しないでください」

りんご・なし園付近にイブキ類が植えてあると、これらが中間寄生主となり、りんごの大敵である「赤星病」が発生します。果樹に大きな被害を与える「赤星病」を出さないために、イブキ類等を庭木などとして植えないようご協力をお願いします。また、放任樹園地についても、病虫害の発生源となるため、伐採等の処置を講じてください。

◆果樹や庭木等の病虫害防除の時期です。農薬による水質汚染や事故を防ぐため、使用後の「残った薬剤」や「機械・器具等を洗浄した水」を河川や側溝等に流さないよう十分注意してください。

今月の納税等

●軽自動車税（全期）納期限 4月30日（火）

軽自動車税は4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税されますが、次に該当する場合は、申請することにより軽自動車税が減免されます。

- ①障がいのある方が所有する車で、ご本人またはご家族がその方の通院等のために運転する場合。
- ②単身で生活する障がいのある方が所有する車で、常時介護する方が運転する場合。

※ただし、障がいのある方1名につき車1台の減免です。また、普通自動車税の減免を行っている方は軽自動車税の減免申請はできません。

●対象者

- ①身体障害者手帳所持者（視覚障害：1～3級及び4級の1、聴覚障害：2級及び3級、平衡・音声障害：3級、上肢：1級及び2級の1・2、下肢：1～6級、体幹：1～3級及び5級、内部障害：1～3級、移動機能：1～6級）
- ②戦傷病者手帳に定める重度障害の程度又は該当する障害
- ③療育手帳所持者でAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の方

※本人以外の方が運転する場合、対象となる級の範囲が本人運転と異なりますのでお問い合わせください。

●申請期限 4月23日（火）受付分まで

●持ち物 申請用紙（税務Gに用意してあるもの）、印鑑、障害者手帳等、運転免許証、車検証、軽自動車税納税通知書

※本人以外が運転する場合は通院証明書・通学証明書等をあわせてお持ち下さい。（前回の申請の際、証明書を添付して申請された方は不要です。）

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662 - 2112

【防霜対策について】

4月・5月は天候の寒暖の差が大きく、遅霜が予想され農作物への被害が心配されます。このため、テレビ・ラジオ等の気象予報を聞き、霜注意報が出された日は、防霜対策を実施してください。

◆防霜対策として灯油を燃料とした燃焼法を行う農家がありますが、火災と間違わないようお願いいたします。また、実施される農家の方は火気の取り扱い

【蜜蜂を放飼しています】

に十分注意してください。

※お問い合わせ先 J Aやまがた北部営農センター（☎662・5334）

4月中旬～5月中旬。蜜蜂は果樹の受粉に欠かせない益虫です。近所で注意し合い、蜜蜂の保護に努めましょう。

放飼期間中、殺虫剤・除草剤の散布は避けるようご協力ください。

緊急雇用創出事業（中山町観光協会）求人のお知らせ

※お申込み・お問い合わせ先
中山町観光協会
☎662・2114

- 雇用期間 5月1日～平成26年3月31日（休日等 土・日・祝日・年末年始。ただし、イベント等により休日出勤となる場合があります。）
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- 勤務場所 役場内中山町観光協会
- 勤務内容 観光情報提供、広報媒体の企画作成、各種イベント企画・運営、観光事業の企画・運営等（県外